



## 特集

# 療護施設のサービス 向上に向けた取組み

全国身体障害者施設協議会 総務・広報委員会委員  
生田善一

## Point of View

社会福祉基礎構造改革は、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支えるという社会福祉の理念に基づいて推進されました。その具体的な改革の方向の一つに質の高い福祉サービスの拡充がありました。

平成14年12月に作成された新しい障害者基本計画では、質の高いサービスを確保することについて謳われています。また、利用者本位の支援、ITの利用活用を図る、施設等から地域生活への移行について触れられています。

一方、平成15年度全国身体障害者施設協議会事業計画においては、サービスの質の向上に向けた取組みの柱の中において、「重度障害者の地域生活移行プログラムの検討」があります。それを踏まえて、本会にてその検討委員会（委員長：仁田ミチ子・徳島県有誠園施設長、身障協副会長）が設置されました。現在、協議が進められ、今年度はその考え方を中心に中間報告がなされる予定となっています。

また、第28回全国身体障害者施設協議会研究大会においては、多くのすぐれた研究発表がなされました。それらの中には、サービスの向上に向けた取組みについての発表がさまざまありました。

さて今、支援費制度がスタートして9ヶ月が過ぎようとしています。

施設は、利用者本位のサービス提供がハード面、ソフト面どれだけでできていますか？

スタッフは、利用者の思いをケアプランとし、連携して「在宅の心豊かな暮らし」に近づけていますか？

サービス（接客）担当者として、常に反省と向上心を持って、仕事に臨んでいますか？

支援費制度の施行により、施設は、「利用者から選ばれるもの」、そして「利用者の、各個人の思いに基づいたサービスをいかに用意して行くのか」へ変わりました。スタッフは、利用者に対して「介護（介助）支援を中心としたサービススタッフとして、また専門家集団として、誇りと責任と義務を持って業務にあたること」が明確になってきました。

皆様の施設では、さまざまな取り組みをされていることと思いますが、今回はその内の3つ（「OAの活用」「個人情報保護に関する取組み」「施設を出て在宅で暮らす」）を「療護施設のサービス向上に向けた取組み」として特集し、紹介させていただきたいと思えます。